

●香川県告示第300号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年6月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都中央区築地6丁目4番10号

テーブルマーク株式会社 代表取締役社長 日野 三代春

(2) 事業場の所在地及び名称

善通寺市中村町1丁目5-18

テーブルマーク株式会社 善通寺工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	①冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設 ②③④冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	①ゆで槽 6,000食/h 1基 ②水洗槽 6,000食/h 1基 ③冷却槽 6,000食/h 1基 ④水槽 200L 2基 500L 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手より1週間後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続13時間使用	
排 出 さ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②③④6.0~7.5	①②③④5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③1,000、④350	①②③1,300、④450
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③800、④250	①②③1,000、④350
	浮遊物質量 (mg/L)	①②③500、④300	①②③700、④400
	窒素含有量 (mg/L)	①②③④15	①②③④40
りん含有量 (mg/L)	①②③④5	①②③④10	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②③75、④3	①②③89、④4

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排 出 水 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	35	40

化学的酸素要求量	(mg/L)	35	40
浮遊物質	(mg/L)	30	40
窒素含有量	(mg/L)	5	20
りん含有量	(mg/L)	2	4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	4	5
排出水の量	(m ³ /日)	194	241.5

他に排水口が4箇所（雨水専用3箇所、冷却水用1箇所）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成24年6月26日から同年7月17日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

善通寺市市民部生活環境課